

## ○神奈川県警察職場教養推進委員会設置要綱の制定について

(昭和 48 年 5 月 1 日例規/神教発第 255 号)

各所属長あて 本部長

社会情勢が急激に進展、変化している中であつて、警察業務はますます複雑、多様化し、警察職員が職業人として身につけておく必要がある知識、技能の内容や程度も日に日に増大している。

ところで、警察職員に対する教養は、「学校教養」と「一般教養」の二つの方法により推進しているところであるが、学校教養については施設、体制等も相当整備され、すでに定着している感があるのに反し、一般教養はその重要性は理解されながらも、日常の多忙な勤務に埋没して場あたりの、散発的に行なわれてきたきらいも見られるので、この際一般教養の本質と重要性を再認識することが必要である。

一般教養の基本的手法としては、各級監督者が日常の部下の統率指導を通じて行なう「職場教養」と、ひとりひとりの職員がその人間性と職務遂行能力向上のために自ら行なう「自己啓発」とがあげられるが、今日のような激動と変化の時代にあつて警察職員に職業人として必要な知識、技能を習得させ、これを現実に適応させる技術を身につけさせるためには、とりわけ職場教養を従来に増して積極的に行なうことが要請されるので、別添のとおり神奈川県警察職場教養推進委員会設置要綱を定め、職場教養を組織的、計画的に推進することとした。

各所属においては、すべての幹部が部下の指揮監督者であると同時に教養訓練者であることを深く自覚し、後継者を育成することの重要性に思いをいたし、教養実施計画に基づき職場教養を積極的に実施するとともに、警察署等にあつては本委員会に準じて「単位職場教養推進委員会」を設け、署情等を勘案のうえ効果があがるよう運営し、刷新方策、改善意見等を本委員会に具申するように努められたい。

別添

神奈川県警察職場教養推進委員会設置要綱

### 1 委員会の設置

神奈川県警察における職場教養に関する問題を検討、審議し、これを組織的、計画的に推進するため、警察本部に神奈川県警察職場教養推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 委員会の組織、構成

(1) 委員会は、委員長、副委員長および委員をもつて組織し、その構成は、次のとおりとする。

委員長 警務部長

副委員長 教養課長

委員

ア 警察本部の部(関東管区警察局神奈川県情報通信部を含む。)及び市警察部の庶務を担当する課の教養担当者(課長代理)

イ 委員長が指名する警察署の教養担当者(副署長)

ウ その他委員長が指名する者

(2) 委員長は、会務を総括し、会議を主宰する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、必要がある場合には委員長の職務を代理する。

### 3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項を検討、審議するものとする。

(1) 教養の推進体制に関すること。

(2) 教養必要点のは握、検討に関すること。

(3) 教養実施上の問題点の究明と、その対策に関すること。

(4) 教養実施計画の総合的企画と調整に関すること。

(5) 効果的な教養技法の推進方策に関すること。

(6) 教養器資材の整備に関すること。

(7) 教養の推進状況の調査に関すること。

(8) その他委員長が必要と認めた事項

### 4 委員会の開催

(1) 委員長は、必要のつど委員を招集して委員会を開催するものとする。

(2) 委員長は、検討、審議する事項の内容その他の理由により、全部の委員が出席する必要がないと認めたときは、委員の範囲を限つて招集し会議を開催することができる。

(3) 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者または部外の有識者に委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

### 5 委員会の措置

委員長は、委員会の決定事項および検討、審議の結果を警察本部長に報告するとともに、必要に応じ所属長に通知し、所属の職場教養に反映させるよう措置するものとする。

### 6 委員会の庶務

委員会の庶務は、警務部教養課において行なうものとする。

### 7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。